

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

世界的にも感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、小金井市でも万全な対策を講じるため、令和2年2月20日に市長を本部長とする「小金井市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置、また、令和2年3月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことから、「小金井市新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、情報提供等を行っております。

市民の皆様には、インフルエンザ予防と同様の咳エチケットや手洗い等の感染症予防対策をお願いします。特に高齢の方や基礎疾患等をお持ちの方は、人込みの多いところや不要不急の外出ができるだけ避ける等、より一層のご注意をお願いします。

新型コロナウイルスに関する情報について（小金井市ホームページ）

<http://www.city.koganei.lg.jp/kenkofukuhs/kenkosodan/info/kanrenzyouhou/index.html>

小金井市経営安定化緊急資金融資あつせん要綱の一部を改正する新旧対照表

改正要綱	現行要綱	備考
(申込人の資格)	(申込人の資格)	
<p>第4条 経営安定化融資のあつせんを受けようとする者（以下「申込人」という。）は、条例で定めるものほか、次の各号のいずれかに掲げる要件を備えていなければならぬ。この場合において、許認可等を要する業種にあっては、当該許認可等を受けていなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有すること）が新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の流行に伴い、事業活動に影響を受け、最近1か月の売上高が、前年同期と比較して3パーセント以上減少していること。</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、事業活動に影響を受け、最近1か月の売上高及びその後2か月間の売上高見込みを併せて3か月間の売上高が前年同期に比較して3パーセント以上減少していること。</p>	<p>第4条 経営安定化融資のあつせんを受けようとする者（以下「申込人」という。）は、条例で定めるものほか、次の各号のいずれかに掲げる要件を備えていなければならない。この場合において、許認可等を要する業種にあっては、当該許認可等を受けていなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有すること）が新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の流行に伴い、事業活動に影響を受け、最近1か月の売上高が、前年同期と比較して3パーセント以上減少していること。</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、事業活動に影響を受け、最近1か月の売上高及びその後2か月間の売上高見込みを併せて3か月間の売上高が前年同期に比較して3パーセント以上減少していること。</p>	<p>（経営安定化融資あつせんの申込み）</p> <p>第5条 申込人は、小金井市小口事業資金融資あつせん条例施行規則（平成11年規則第30号）第7条で定める融資あつせん申込書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 小金井市経営安定化緊急資金融資あつせん対象該当届</p>

(様式第 1 号)、小金井市経営安定化緊急資金融資あつせん対象該当届(連鎖倒産防止)(様式第 2 号)、小金井市経営安定化緊急資金融資あつせん対象該当届(新型コロナウイルス感染症イ) (様式第 3 号) 又は小金井市経営安定化緊急資金融資あつせん対象該当届(新型コロナウイルス感染症ロ) (様式第 4 号)

届 (様式第 1 号)

提出書類に
係る規定の
追加

(2) 小金井市経営安定化緊急資金融資あつせん対象該当届

(連鎖倒産防止)(様式第 2 号)

(2) 省略
(3) 省略
(4) 省略
(5) 省略
(6) 省略

(申込期限)

第 7 条 経営安定化融資のあつせん申込期限は、令和 2 年 3 月 31 日とする。ただし、第 4 条第 3 号及び第 4 号に該当する者の申込期限は、令和 2 年 6 月 1 日とする。

規定の整備
及び申込期
限の設定

付 則
この要綱は、令和 2 年 3 月 日から施行する。

III 提言等

1. 政府及び地方公共団体への提言

(1) クラスター対策の抜本的な強化

現在の実施体制では、クラスターの早期発見・早期対応という戦略を更に継続するのは厳しく、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行を回避できなくなる可能性があります。

このため、専門家会議としては、抜本的なクラスター対策の拡充を迅速に実施すべきであると考え、その一刻も早い実現を政府に強く要望します。具体的には、①地域でクラスター（患者集団）対策を指揮する専門家を支援する人材の確保、②地方公共団体間の強力な広域連携の推進を図った上で、③地方公共団体間で保持する感染者情報をそれぞれの地域のリスクアセスメントに活用できるシステムを作ること、④保健所が大規模なクラスター対策に専念できる人員と予算の投入等が挙げられます。

(2) 北海道及び各地方公共団体へのお願い

この先、新たな感染者やクラスターの発生もあり得ますので、引き続き注意深く警戒を続けながら、今後は、適宜、必要に応じて、今回と同様の対応を講じることも視野に入れておく必要があります。一方で、この北海道の経験は、他の地域においても、政府との緊密な情報連携により、地方公共団体の首長による独自のメッセージやアラートの発出等が、地域住民の行動変容につながり、一定の効果を上げる可能性を示唆していると考えます。感染状況が拡大傾向にある地方公共団体におかれましては、まん延のおそれが高くならないように、厚生労働省からもたらされた情報等を基に、まずは、地域住民の行動変容につなげるための自発的な取組の実施も考慮していただきたいと考えます。

(3) 「3つの条件が同時に重なった場」を避ける取組の必要性に関する周知啓発の徹底

まん延の防止に当たっては、国民の行動変容を一層徹底していく必要があります。このため、専門家会議としては、国に対しては、3つの条件が同時に重なった場を避けることの必要性についての周知広報の充実を求めます。

(4) 重症者を優先する医療体制の構築

重症患者に対する診療には、特別な知識や環境、医療機器を要するため、診療できる人員と資源を継続的に確保することが重要な課題です。そのため、一般医療機関のうちどの機関が感染者の受け入れをするか、あらかじめ決めておく必要があります。その上で、関係医療機関の連携・協力の下、受入病床数を増やすだけでなく、一般医療機関の医療従事者にも新型コロナウイルス感染症の診療に参加していただく支援が不可欠です。

そこで、専門家会議としては、重症者を優先する医療体制へ迅速に移行するため、地域の感染拡大の状況に応じて、受診、入院、退院の方針を以下のように変更する検

討を進めるべきだと判断します。

- 重症化リスクの高い人（強いだるさ、息苦しさなどを訴える人）又は高齢者、基礎疾患のある人については、早めに受診していただく
- 入院治療が必要ない軽症者や無症状の陽性者は、自宅療養とする※。ただし、電話による健康状態の把握は継続する
- 入院の対象を、新型コロナウイルス感染症に関連して持続的に酸素投与が必要な肺炎を有する患者、入院治療が必要な合併症を有する患者その他継続的な入院治療を必要とする患者とする
- 症状が回復してきたら退院及び自宅待機にて安静とし、電話による健康状態の把握は継続する
- また、症状が軽い陽性者等が、高齢者や基礎疾患がある人と同居していて家族内感染のおそれが高い場合は、接触の機会を減らすための方策を検討する。具体的には、症状が軽い陽性者等が宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が受診した上で一時的に別の場所に滞在することなど、家族内感染リスクを下げる取組みを行う
このような基本的考え方にして、地域の実情に応じた、重症度などによる医療機関の役割分担をあらかじめ決めておくことが重要です。

※ 現在は、まん延防止の観点から、入院治療の必要のない軽症者も含めて、感染症法の規定に基づく措置入院の対象としています。

(5) 学校等について

春休み明け以降の学校に当たっては、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスク等に備えていくことが重要です。この観点から、まずは、地域ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要です。さらに、今後、どこかの地域でオーバーシュートが生じた場合には、II. 7 の地域ごとの対応に関する基本的な考え方を十分踏まえていただくことが必要です。

また、日々の学校現場における「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、③近距離での会話や大声での発声ができるだけ控えるなど、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくことが重要です。

併せて、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策の徹底にもご留意ください。

児童生徒や学校の教職員については、学校現場で感染リスクに備えるとともに、学校外での生活で感染症の予防に努めていくことが重要です。日頃から、集団感染しやすい場所や場面を避けるという行動によって急速な感染拡大を防げる可能性が高まります。例えば、できるだけ換気を行って密閉空間を作らないようにしたり、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底したり、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠などで抵抗力を高めていくことにも心がけてくださるようお願いします。

教職員本人やその家族等が罹患した場合並びに本人に発熱等の風邪症状が見られる場合には、学校へ出勤させないよう徹底してください。また、児童生徒にも、同様の取組の徹底を図るようにしてください。

また、大学等におかれでは学生等に対して、本提言に記載した感染リスクを高める行動を慎むよう、正確な情報提供や周知をお願いいたします。特に春休み期間に、感染症危険情報が高い国・地域に海外旅行や海外留学等で渡航した学生等が帰国する際などには、新たな渡航の慎重な検討や一時帰国を含めた安全確保の対応方策の検討に加え、帰国して2週間は体調管理を行い、体調に変化があった場合には、受診の目安を参考に適切な対応を取るよう、学生等への情報提供や周知をお願いいたします。

2. 市民と事業者の皆様へ

(1) 3つの条件が同時に重なった場における活動の自粛のお願い

これまでに明らかになったデータから、集団感染が確認された場に共通するのは、①換気の悪い密閉空間であった、②多くの人が密集していた、③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に重なった場ということが分かっています。例えば、屋形船、スポーツジム、ライブハウス、展示商談会、懇親会等での発生が疑われるクラスターの発生が報告されています。

皆さん、「3つの条件が同時に重なった場所」を避けるだけで、多くの人々の重症化を食い止め、命を救えます。

(2) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されません。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを受け止めてください。

報道関係者におかれましては、個人情報保護と公衆衛生対策の観点から特段の配慮をお願いします。

感染症対策に取り組む医療従事者が、差別等されることのないよう、市民等は高い意識を持つことが求められます。

(3) 積極的疫学調査へのご協力のお願い

この感染症との闘いは、今後一定期間は続き、国内で急速な感染の拡大を抑制できたとしても、流行地から帰国する邦人や来日する外国人からの感染も増える見込みのため、さらに警戒を強める必要があります。

感染者、濃厚接触者の方々は、保健所による積極的疫学調査にご協力ください。詳しい行動歴を調査することで感染源を突き止め、他の感染者を早期に発見することが感染拡大の防止のために不可欠となります。

また、事業者におかれましては、集団感染が発生した場合には、その情報を公開することにご協力ください。速やかな情報の公開が、感染者の早期発見につながります。

(4) 高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い皆様へのお願い

新型コロナウイルスの国内ならびに海外での分析によても高齢であれば比較的健康であっても感染し、重症化する可能性が高いことがわかっています。また、持病にも様々なものがありますが、できるだけ良好なコントロールをしていただくようにし、また感染リスクを下げるような行動をお願いします。また通常の予防接種も、感染症の複合にならないために重要です。

これまで外出機会の多かった方におかれましても、今後は感染リスクを下げるよう注意をお願いします。特に、共有の物品がある場所、不特定多数の人がいる場所などの訪問は避けてください。なお、外出機会を確保することは日々の健康を維持するためにも重要になります。お一人や限られた人数での散歩などは感染リスクが低い行動です。

(5) 高齢者や持病のある方に接する機会のある職業ならびに家庭の方へのお願い

高齢者や持病のある方に接する機会のある、医療、介護、福祉ならびに一般の事業者で働く人は一層の感染対策を行うことが求められます。発熱や感冒症状の確認ならびに、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの対応が当分の間求められます。

これまでの国内外の感染例でも、家庭内での感染の拡大はよくみられています。同居の家族、特に、そのご家庭の高齢者を訪問される際には、十分な体調確認を行った上で、高齢者の方と接していただくようにしてください。

(6) 若者世代の皆様へのお願い

若者世代は、新型コロナウイルス感染による重症化リスクは高くありません。しかし、無症状又は症状が軽い方が、本人は気づかず感染を広めてしまう事例が多く見られます。このため、感染の広がりをできるだけ少なくするために、「3つの条件が同時に重なる場」を避けにくい状況が生じやすい、「全国から不特定多数の人々が集まるイベント」であることもわかつてきました。イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベントの前後で人々が交流する機会を制限できない場合には、急速な感染拡大のリスクを高めますので、十分に注意して行動してください。

また、ご自身が新型コロナウイルスに罹患した場合やその家族等が罹患した場合並びに発熱等の風邪症状が見られる場合には、ご自身の経過観察をご自宅で継続するとともに外出を避けるように徹底してください。

(7) 医療従事者の皆様へのお願い

今後、患者数の漸増やオーバーシュート（爆発的患者急増）が起こると、感染症指定医療機関等だけでは対応が困難となりますので、多くの医療機関（診療を原則行わない

医療機関を除く)が新型コロナウイルス感染症の診療を行うことになります。その際、地域における医療機関ごとの役割分担(軽症者は在宅療養、重症者は高次医療機関、その他は診療所や一般医療機関で診療するなど)を踏まえ、医療ニーズの低減努力(一般患者の外来受診間隔を開ける、ファクス処方の利用、待機的入院・手術の延期等)をお願いいたします。また、各医療機関におかれましては、それぞれの診療継続計画に基づき、医療従事者の適切な配置等をご検討ください。医療につきましては、新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議「平成25年6月26日(平成30年6月21日一部改訂)新型インフルエンザ等対策ガイドライン」のVI 医療体制に関するガイドラインが準用可能ですのでご参考ください。

(8) PCR検査について

新型コロナウイルス感染症においては、医師が感染を疑う患者には、PCR検査が実施されることになっています。また、積極的疫学調査において検査の必要性がある濃厚接触者にもPCR検査が実施されます。このように適切な対象者を検査することで、新型コロナウイルスに感染した疑いのある肺炎患者への診断・治療を行っているほか、濃厚接触者の検査により、感染のクラスター連鎖をとめ、感染拡大を防止しています。すでに、検査受け入れ能力は増強されており、今後も現状で必要なPCR検査が速やかに実施されるべきと考えています。今後は、わが国全体の感染状況を把握するための調査も必要です。

なお、PCR検査法は優れた検査ではありますが、万能ではなく感染していても陽性と出ない例もあります。したがって、PCR検査のみならず、臨床症状もあわせて判断する必要があります。また、迅速診断法や血清抗体検査法などの導入により、より迅速で正確な診断が期待されています。

(9) 大規模イベント等の取扱いについて

2月26日に政府が要請した、全国的な大規模イベント等の自粛の成果については、その効果だけを取り出した「まん延防止」に対する定量的な効果測定ができる状況にはないと考えていますが、専門家会議としては、以下のような観点から、引き続き、全国的な大規模イベント等については、主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められると思います。

全国規模の大規模イベント等については、

- ①多くの人が一堂に会するという集団感染リスクが想定され、この結果、地域の医療提供体制に大きな影響を及ぼしかねないこと(例:海外の宗教行事等)
- ②イベント会場のみならず、その前後などに付随して人の密集が生じること(例:札幌雪まつりのような屋外イベントでも、近辺で3つの条件が重なったことに伴う集団感染が生じていること)
- ③全国から人が集まることに伴う各地での拡散リスク、及び、それにより感染者が生じた場合のクラスター対策の困難性

(例：大阪のライブハウス事案（16都道府県に伝播）)

④上記のリスクは屋内・屋外の別、あるいは、人数の規模には必ずしもよらないことなどの観点から、大規模イベント等を通して集団感染が起こると全国的な感染拡大に繋がると懸念されます。

このため、地域における感染者の実情やその必要性等にかんがみて、主催者がどうしても、開催する必要があると判断する際には以下①～③などを十分注意して行っていただきたい。

しかし、そうしたリスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期をしていただく必要があると考えています。

また仮にこうした対策を行えていた場合でも、その時点での流行状況に合わせて、急な中止又は延期をしていただく備えも必要です。

- ①人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施、
- ②密閉空間・密集場所・密接場面などクラスター（集団）感染発生リスクが高い状況の回避、
- ③感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力などへの対応を講ずることが求められます。

（別添「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」参照）

（9）事業者の皆様へのお願い

以下の事項に留意して、多様な働き方で働く方も含めて、従業員の感染予防に努めてください。

- ・労働者が発熱などの風邪症状が見られる際に、休みやすい環境の整備
- ・テレワークや時差通勤の活用推進
- ・お子さんの学校が学級閉鎖になった際に、保護者である労働者が休みやすいように配慮
- ・感染拡大防止の観点から、イベント開催の必要性を改めて検討
- ・別添「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」の2）クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避のための取組に準じて、従業員の集団感染の予防にも十分留意してください。
- ・海外出張で帰国した場合には、2週間は職員の健康状態を確認し、体調に変化があった場合には、受診の目安を参考に適切な対応を取るよう職員への周知徹底をしてください。

IV. 終わりに

この状況分析・提言については、今後、国際的な状況、新規感染者数の動向、国民や行政に知らせるべき新たな重要な知見等が生じた場合に、政府が、「緊急事態宣言」の発動も

含めた必要な対応が迅速かつ果斷にとれるよう、適宜、必要に応じて検討を行い、見直しを行うものとします。

別添

【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】

1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接觸した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）

2) クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
- 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接觸してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

4) その他

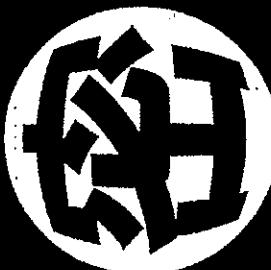
- 食事の提供は、大皿などの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
- 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。

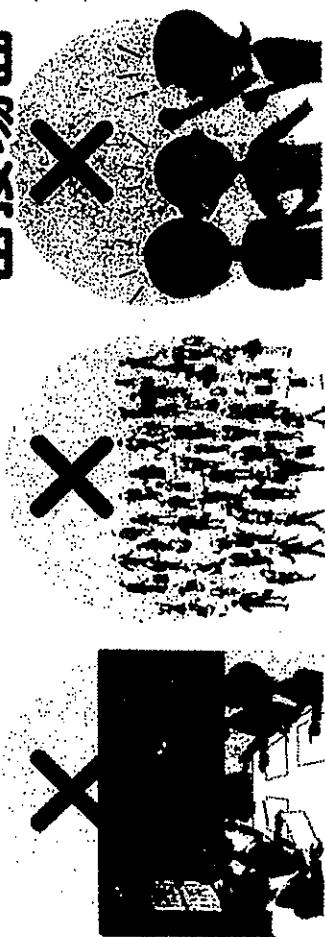
新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をねがいします。

厚生労働省

外出を避けましょう！



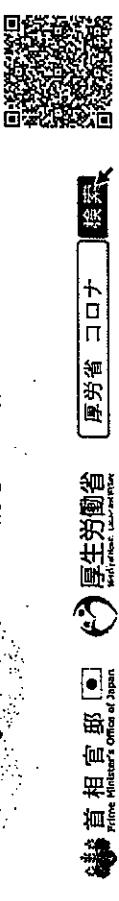
①換気の悪い 密閉空間 ②多数が集まる 密集場所 ③間近で会話や 発声をする 密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防ぎましょう。
イベントや集会で3つの「密」が重なります。

3つの条件がそろう場所が クラスター(集団)発生の リスクが高い！

※3つの条件のほか、共同で使う物品には
消毒などを行ってください。



国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。
この段階では、濃厚接触者を中心とした感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、
小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止です。

※「小規模患者クラスター」とは
感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

＜感染経路の特徴＞

- ◆これまでに国内で感染が明らかになつた方のうちの8割の方は、他の人に感染させていません。
- ◆一方、スポーツジム、屋形船、ピューフェスタイルの会食、雀荘、スキーコース、ストバウス、密閉された飯盛テントなどでは、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。

このように、集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まつて過ごすような空間」、「不特定多数の人が接觸するおそれが高い場所」です。

- ◇換気が悪く、人が密に集まつて過ごすような空間に集団で集まることを避けください。
- ◇イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、風通しの悪い空間をなるべく作らないなど、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わることがあります。現時点でもっと参考される注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期察知、専門チームの派遣、データの収集分析など応急措置の検討などを実施していくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。



令和2年3月18日

保護者各位

小金井市子ども家庭部
児童青少年課長 鈴木 剛
(公印省略)

春休み中の学童保育所の開所時間及び受入れについて

日頃より、学童保育業務にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この2週間余り、学童保育所では市立小学校の休校措置に伴って、学校等の協力を得て保育が必要な家庭に対する支援を行ってまいりました。この間、急なお願いにも関わらず家庭保育にご協力いただきましたご家庭には心より感謝申し上げます。

さて、来週から春休みを迎えるが、当該事業が保護者の就労支援事業であることに鑑みて、通常どおり午前8時より開所する予定です。

当課としましては、今後も感染防止対策を講じながら警戒を緩めることなく保育をしてまいります。

なお、保護者の皆様におかれましては、現下の状況をご考慮いただき、引き続き可能な限り家庭保育をお願いしますが、利用が必要な方はお子様の体調に十分留意いただいた上、利用をしていただくようお願いいたします。

記

1 期間

令和2年3月25日（水）から4月4日（土）まで

2 開所時間

午前8時00分から午後6時00分まで（延長利用は午後7時まで）

3 受け入れ条件

体調が良好であり、以下(1)、(2)の症状がないこと

(1) 37.5度以上の発熱がないこと

(2) 咳などの症状がないこと

4 利用の連絡について

春休みの出席予定表に変更のある場合は必ずご連絡ください。

5 問合せ先

小金井市子ども家庭部

児童青少年課学童保育係

電話 042-387-9847

事務連絡
令和2年3月23日

施設長各位

小金井市子ども家庭部

保育課長 三浦 真

(公印省略)

「登園の自粛のお願い」の終了について

平素、小金井の保育行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年2月28日付の文書にてお願いしておりました、登園自粛のお願いにつきましては、施設及び保護者の皆様のご協力により、一斉休校期間においても保育施設の職員体制について維持することができ、市内すべての保育施設において閉園措置を実施することなく運営することができました。

施設におかれましては、別紙のとおり、保護者の皆様にお知らせいただきますようお願いいたします。

市では、今後も、保育施設の安定的な運営に努めてまいりますので、引き続きご理解・ご協力を申し上げます。

なお、先にお願いいたしました「登園の自粛のお願い」につきましては、当初の予定どおり、令和2年3月23日で終了いたしますが、上記の期間に対する保育料（利用者負担額）につきましては、登園の自粛にご協力いただいた日数等に応じて返還させていただくことを検討しております、詳細が決定次第、別途お知らせさせていただく予定です。

今後とも新型コロナウィルスの感染症対策に努めてまいりますので、引き続き、皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

令和2年3月23日
生涯学習部生涯学習課

生涯学習課・校庭開放事業の一部再開について

1 事業内容

- 校庭開放事業では、個人利用としての「遊び場開放」と、事前に登録した少年スポーツ団体が利用する「団体開放」を行っている。
- 「遊び場開放」について
 - ・学校休業日に市内小学校9校の校庭を遊び場として開放している。
 - ・遊び場開放時間中は、市が委嘱した校庭開放指導員1名が（二小、東小、本町小はスポーツ団体が指導員としてあたる。）個人利用者の安全管理・遊具の貸し出し・遊びの指導等を行っている。
 - ・開放日 4月～11月＝春休み・土曜・日曜・休祝日、12月～1月＝冬休み（年末年始を除く）、2月＝なし、3月＝春休み
 - ・時 間 午後1時～午後5時（11月は午後4時30分、冬休みは午後4時まで）
 - ・場 所 市内小学校校庭

2 現状

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的として、市立小・中学校が令和2年3月2日から春休み開始時期まで臨時休校することに伴い、小学校校庭を使用した校庭開放事業についても、同目的から中止にしている。
- 臨時休校期間中については、団体開放のみの使用であったことから、中止の旨は登録団体に個別に連絡している。

3 事業の再開に向けて

- 臨時休校中の子どもたちの状況
 - ・学校の臨時休校については、感染拡大から児童生徒の身体を守るために緊急的措置であるが、長期間・長時間室内等に居ることにより、子どもたちにストレスがかかっているという状況の発生も思料される。
 - ・臨時休校中、市内公園などで遊ぶ子どもたちが増えている現状もある。

○国の方針

- ・3月23日以降に、文部科学省から学校の一部再開についての目安について、示される予定である。

4 事業の一部再開

- 現時点までの現状を鑑み、遊び場開放（個人利用）については、子どもの心身の健康保持の観点から、3月26日から4月5日までの春休み期間中例年とおりの実施としたい。
- 「団体開放（登録スポーツ団体利用）」については、令和2年2月28日付け小金井市新型コロナウイルス感染症対策本部による市及び関係団体が実施するイベント等の取扱いについての方針に基づき、引き続き3月31日までは中止とする。4月以降の実施

については、状況の推移を注視し、別途検討する。

5 再開にあたっての留意点

○現下の新型コロナウイルスの蔓延状況から、校庭での活動を推奨するものではなく、感染拡大防止の観点から自宅での待機が原則としてあることを踏まえ、事業を実施する。

○校庭開放指導員の安全の確保上、マスクを配布の上、指導にあたってもらうこととする。